

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成18年  
5月12日  
(金曜日)

## 目次

告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(六件)(厚政課)	二
救急病院の認定(医務保険課)	五
結核予防法の規定に基づく医療機関の指定(健康増進課)	五
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	六
海岸保全区域の指定(漁港漁場整備課)	六
海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(漁港漁場整備課)	七
道路の区域の変更(道路整備課)	七
公告	七
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	七
調理師試験の実施(生活衛生課)	八
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	九

### 山口県告示第二百五十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。



平成十八年五月十二日

名 医	称 療	所 機	在 地	山口県知事	二 井 関 成
最所内科		柳井市神代四三七六		廃止年月日	平成一八、二、二八
美川町歯科診療所		玖珂郡美川町大字四馬神一〇六三			" " "

### 山口県告示第二百五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月十二日

名 医	称 療	所 機	在 地	山口県知事	二 井 関 成
寿町クリニック		防府市寿町三番一九号		指定年月日	平成一七、一、一
最所クリニック		柳井市大畠九〇九の七			平成一八、三、一
ふじもとメンタルクリニック		周南市有楽町三三			" " 四、一
いとつ歯科クリニック		山口市江崎二二四の五			" " 三、一
美川町歯科診療所		玖珂郡美川町大字四馬神一〇五七			" " 三、一
ピオス薬局平川店		山口市平井一四三九の一			" " 四、一
寿町薬局		防府市寿町四番一七号			平成一七、一、一、一

### 山口県告示第二百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年五月十二日

山口県知事 二 井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人岩国市社会福祉協議会	岩国市麻里布町七丁目一番二番二号	岩国市社協へ	岩国市麻里布町七丁目一番二番二号	訪問介護	平成一八、一九
社会福祉法人由宇町社会福祉協議会	玖珂郡由宇町中央一丁目八番三五号	社会福祉法人由宇町社会福祉協議会	玖珂郡由宇町中央一丁目八番三五号	"	"
社会福祉法人玖珂町社会福祉協議会	玖珂町四九六一	社会福祉法人玖珂町社会福祉協議会	玖珂町四九六一	"	"
社会福祉法人本郷村社会福祉協議会	本郷村九四〇	本郷村社会福祉協議会指定居宅介護事業所	本郷村九四〇	"	"
社会福祉法人周東町社会福祉協議会	大字下久原一五二の一九	社会福祉法人周東町社会福祉協議会	大字下久原一五二の一九	"	"
社会福祉法人岩国市社会福祉協議会	岩国市麻里布町七丁目一番二番二号	岩国市デイサービスセンター	岩国市錦見二丁目六番一二号	通所介護	"
社会福祉法人本郷村社会福祉協議会	本郷村九四〇	本郷村デイサービスセンター	本郷村九四〇	"	"
社会福祉法人由宇町社会福祉協議会	玖珂郡由宇町中央一丁目八番三五号	社会福祉法人由宇町社会福祉協議会	玖珂郡由宇町中央一丁目八番三五号	"	"
社会福祉法人玖珂町社会福祉協議会	玖珂町四九六一	玖珂町居宅介護事業所	玖珂町四九六一	"	"
社会福祉法人本郷村社会福祉協議会	本郷村九四〇	本郷村社会福祉協議会指定居宅介護事業所	本郷村九四〇	"	"

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人周東町社会福祉協議会	大字下久原一五二の一九	社会福祉法人周東町社会福祉協議会	大字下久原一五二の一九	訪問介護	平成一八、二〇
社会福祉法人玖珂町社会福祉協議会	玖珂町四九六一	社会福祉法人玖珂町社会福祉協議会	玖珂町四九六一	"	"
社会福祉法人本郷村社会福祉協議会	本郷村九四〇	本郷村社会福祉協議会	本郷村九四〇	"	"
社会福祉法人岩国市社会福祉協議会	岩国市麻里布町七丁目一番二番二号	岩国市社会福祉協議会	岩国市麻里布町七丁目一番二番二号	"	"
社会福祉法人由宇町社会福祉協議会	玖珂郡由宇町中央一丁目八番三五号	社会福祉法人由宇町社会福祉協議会	玖珂郡由宇町中央一丁目八番三五号	"	"
社会福祉法人玖珂町社会福祉協議会	玖珂町四九六一	玖珂町社会福祉協議会	玖珂町四九六一	"	"
社会福祉法人本郷村社会福祉協議会	本郷村九四〇	本郷村社会福祉協議会	本郷村九四〇	"	"
社会福祉法人周東町社会福祉協議会	大字下久原一五二の一九	社会福祉法人周東町社会福祉協議会	大字下久原一五二の一九	"	"
社会福祉法人岩国市社会福祉協議会	岩国市麻里布町七丁目一番二番二号	岩国市社会福祉協議会	岩国市麻里布町七丁目一番二番二号	"	"
社会福祉法人本郷村社会福祉協議会	本郷村九四〇	本郷村社会福祉協議会	本郷村九四〇	"	"
社会福祉法人由宇町社会福祉協議会	玖珂郡由宇町中央一丁目八番三五号	社会福祉法人由宇町社会福祉協議会	玖珂郡由宇町中央一丁目八番三五号	"	"
社会福祉法人玖珂町社会福祉協議会	玖珂町四九六一	玖珂町社会福祉協議会	玖珂町四九六一	"	"
社会福祉法人本郷村社会福祉協議会	本郷村九四〇	本郷村社会福祉協議会	本郷村九四〇	"	"

山口県告示第二百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月十二日

山口県知事 二井 関成





有限会社風車	八五二四の一	伊保庄	デイサービス	八五二四の一	伊保庄	〃	〃	〃	〃
大平有限会社	〃	中央一丁目八番二号	もみの木デイサービス	〃	中央一丁目八番一号	〃	〃	〃	〃
株式会社ダスキンせらい	〃	光市浅江二丁目二番二二	ヘルスレント周南ステーション	〃	下松市大字末武下二四一の五	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
株式会社河村福祉サービス	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
株式会社河村福祉サービス	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
株式会社河村福祉サービス	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第二百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月十二日

地域包括支援センターの主たる事務所の所在地	名	称	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
柳井市	柳井市南町二丁目一〇番二号	柳井市地域包括支援センター	柳井市南町二丁目一〇番二号	平成一八、四、一

山口県告示第二百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月十二日

特定介護予防福祉用具販売事業者の主たる事務所の所在地	名	称	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
柳井市	柳井市南町二丁目一〇番二号	柳井市地域包括支援センター	柳井市南町二丁目一〇番二号	平成一八、四、一

株式会社ダスキンせらい	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
株式会社河村福祉サービス	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
株式会社河村福祉サービス	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第二百六十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十八年五月十二日

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
周南市立新南陽市民病院	周南市宮の前二丁目三番一五号	周南市	宮の前	二丁目三番一五号	平成二一、四、二〇

山口県告示第二百六十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年五月十二日

名	称	所	在	地
医療法人社団かわかみ整形外科・小児科クリニック	宇部市野原一丁目五番五号	宇部市	野原	一丁目五番五号
医療法人おぐらクリニック	〃	〃	〃	〃
むべの里診療所	〃	〃	〃	〃
松井クリニック	〃	〃	〃	〃
医療法人山隆会周南クリニック	周南市有楽町二三	周南市	有楽町	二三
てらい内科クリニック	〃	〃	〃	〃
嶋元医院	〃	〃	〃	〃
医療法人久米医院	〃	〃	〃	〃

訪問看護ステーションひだまり 周東町大字下久原七四二の一

てんばく歯科・小児歯科 宇部市大字小串七七の八

石井歯科医院 岩国市玖珂町五九一三

なかたまり歯科 周南市福川南町三番八号

美川町歯科診療所 玖珂郡美川町大字四馬神一〇五七

くすのき薬局 宇部市大字船木六八二の一

立山薬局 " 大字東岐波三八四八の二

ピオス薬局平川店 山口市平井一四三九の一

チューリップ薬局 " 亀山町六番二号

みついで中央薬局 光市中央二丁目二番二二号

厚狭駅南薬局 山陽小野田市大字山川三一の一

山口県告示第二百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年五月十二日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

認可年月日

玖珂郡周東町中田土地改良区

平成一八、四、二五

山口県告示第二百六十三号

海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条第一項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定する。

海岸保全区域の指定に関する告示（昭和四十二年山口県告示第四百五十七号）は、廃止する。

平成十八年五月十二日

山口県知事 二井 関成

海岸の名称

山口県山口南沿岸丸尾漁港海岸丸尾地区海岸

指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇の各点を順次結んだ線及び基点二〇、補助点二〇の一、二〇の二、二〇の一、一の二、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域の位置

基点

一 宇部市大字東岐波字丸尾四二七二番地先の標柱の位置（北緯三三度五八分〇三秒東経一三一度二一分一九秒）

二 基点一から二七度五六分三八メートルの点

三 基点二から二八一度一八分一四二メートルの点

四 基点三から二九八度五九分三八メートルの点

五 基点四から二六度三三分六七メートルの点

六 基点五から二九〇度一六分三六メートルの点

七 基点六から三二七度二九分六二メートルの点

八 基点七から三五五度一四分三三メートルの点

九 基点八から八度三六分三三メートルの点

一〇 基点九から二六五度四二分四一メートルの点

一一 基点一〇から三〇〇度五八分三三メートルの点

一二 基点一一から二七〇度〇〇分一〇メートルの点

一三 基点一二から二二五度三一分四〇メートルの点

一四 基点一三から二〇九度四一分六七メートルの点

一五 基点一四から一八五度〇〇分五九メートルの点

一六 基点一五から二八三度二九分二六メートルの点

一七 基点一六から三二〇度一分四八メートルの点

一八 基点一七から三三八度一六分七六メートルの点

一九 基点一八から六一度〇〇分一五三メートルの点

二〇 基点一九から七八度一八分七六メートルの点

補助点

一の二 基点一から二八度三九分九九メートルの点

二の二 基点二から七三度一七分一三九メートルの点

二〇の二 基点二〇から三四六度四八分一〇メートルの点

二〇の二 基点二〇から一七度五二分一〇〇メートルの点

注 方位は、真方位とする。

山口県告示第二百六十四号

海岸保全区域の指定に関する告示(昭和三十三年山口県告示第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年五月十二日

山口県知事 二井 関成

三十九 山口県山口南沿岸宇部岬漁港海岸に関する部分を次のように改める。  
三十九 (一) 海岸の名称  
山口県山口南沿岸宇部岬漁港海岸宇部岬地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五の各点を順次結んだ線及び基点一五、補助点一五の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域  
点の位置

基点

- 一 宇部市明神町二丁目一〇番五の標柱の位置(北緯三三度五五分三秒東経一三一度一五分三三秒)
- 二 基点一から四一度三六分一九〇メートルの点
- 三 基点二から一五度三八分五七メートルの点
- 四 基点三から四七度一〇分七七メートルの点
- 五 基点四から三三度四一分三七メートルの点
- 六 基点五から一六度三分八三メートルの点
- 七 基点六から二九度四分二四メートルの点
- 八 基点七から二六度四分二二メートルの点
- 九 基点八から三九度〇二分五四メートルの点
- 一〇 基点九から一七度四九分七三メートルの点
- 一一 基点一〇から二二度三七分七メートルの点
- 一二 基点一一から一九度五六分一四八メートルの点
- 一三 基点一二から一三度一分七〇メートルの点
- 一四 基点一三から一九度四八分二〇メートルの点
- 一五 基点一四から二六度一〇分三六メートルの点

補助点

山口県告示第二百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年五月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年五月十二日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
路線名 西岐波吉見線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
宇部市大字吉見字一ノ出合二〇七七の地先から同市 同大字 同字二〇七五の三地先まで	最狭 三五・三 最広 三四・一	最狭 四八・六 最広 三四・一		二〇・三	



(二六六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十八年六月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年五月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日  
平成十八年四月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ボラーノやまぐち

代表者の氏名 八代 勉

主たる事務所の所在地 山口市中央四丁目三番四号

三 定款に記載された目的

地域社会に対して、住民参加及び相互扶助の精神の下に、主として文化及びスポーツ活動を通じ、まちづくりの推進を図る活動を行い、もって地域社会全体の利益に寄与すること。

(二六七) 調理師試験の実施

調理師法(昭和三十三年法律第四百七号)第三条の二第一項の規定により、調理師試験を次のとおり実施します。

平成十八年五月十二日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

平成十八年八月十九日(土曜日)午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

三 試験科目

試験は、次に掲げる科目について筆記試験により行う。

- (一) 食文化概論
- (二) 衛生法規
- (三) 公衆衛生学
- (四) 栄養学
- (五) 食品学
- (六) 食品衛生学
- (七) 調理理論

四 受験資格

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第四条に定めるものにおいて、一年以上調理の業務に従事したものである。

五 受験願書の受付期間

平成十八年六月五日(月曜日)から同月二十三日(金曜日)まで(郵送の場合は、六月二十三日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書の提出先

(一) 県内に居住する者  
住所地を所管する保健所

(二) 県外に居住する者

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県環境生活部生活衛生課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 写真(縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)

(四) 最終学校の卒業証明書(氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。)

(五) 調理業務従事証明書

八 受験手数料

六千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県環境生活部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「調理師試験」と朱書し、二百円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十センチ





平成十八年五月十二日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）